

新聞公告

平成 23 年 12 月 27 日（火）掲載

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「毎月分配 ハイクオリティ・ユーロ債券ファンド」につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

一、変更の内容

運用の基本方針の収益分配方針において、原則として利子収益等を中心に分配を行うものから、利子収益等を中心に限定せずに、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配を行うものに変更するものです。

二、変更の理由

多様化する受益者の皆様のニーズに柔軟に対応できるようにするためです。

三、変更の予定年月日

平成二十四年二月七日に変更の届出を行い、平成二十四年二月二十九日より適用する予定です。

右約款変更にご異議のある受益者は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年二月二日までに、当ファンドの委託者である当社に対し、書面をもってその旨をお申し出ください。右期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が、平成二十三年十二月二十七日の当該信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更の届出を平成二十四年二月七日付で行い、平成二十四年二月二十九日より適用します。この場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社を買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額）で、当社所定の手続きに基づいて、当該ファンドの受託会社に対し、平成二十四年二月八日から平成二十四年二月二十七日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

平成二十三年十二月二十七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号
大和住銀投信投資顧問株式会社